

奈義町立中学校改築工事  
基本設計業務に係わる特記仕様書（案）

## 1. 施設概要

---

- (1) 所在地  
岡山県勝田郡奈義町久常 193 番地
- (2) 施設用途  
中学校
- (3) 敷地面積  
約 33,000 m<sup>2</sup>（武道場敷地を除く）
- (4) 区域  
都市計画区域外
- (5) 接道状況  
西側：県道石生奈義線  
東側：町道久常米光線  
北側：町道梶並線  
南側：町道中野田北線、岡道西線

## 2. 施設の条件

---

- (1) 計画施設
- ア 延床面積 : 5,500 m<sup>2</sup>以下
- イ 階数 : 3 階以下
- ウ 構造 : RC 造、鉄骨造、木造、又はそれらの複合構造等
- エ 耐震安全性の分類
- 1) 構造体 II 類
- 2) 建築非構造部材 A 類
- 3) 建築設備 乙類
- オ 学級数 : 8 学級程度（普通学級 6、特別支援学級 2 を基本とする）
- カ 生徒数 : 130～180 人程度。生徒数及びクラス数の推移については「奈義町立中学校基本構想」第 2 章を参照
- キ 職員数 : 校長 1、教頭 1、教諭 13、養護 1、事務 1、講師 1、非常勤講師 6、支援員 3、校務員 1、ALT 1、図書館司書 1、スクールカウンセラー 1。（平成 31 年 4 月時点の参考値）

## (2) 計画施設（その他）

「奈義町立中学校基本構想」と記載が異なる施設に関しては、本特記仕様書（案）の記載内容を優先すること。

| 番号 | 施設           | 概要  |
|----|--------------|---|
| 1  | 仮設校舎         | 本改築では仮設校舎は建設しない計画とする。   |
| 2  | 屋内運動場        | 現施設を引き続き利用する。新校舎からの動線を考慮して、必要に応じた改修を行うこと。                           |
| 3  | 外構           | 校門、通用口、フェンスなど。計画に応じて移設、改修すること。また、雨水等の排水に関しては、近隣住民への配慮も含めた改修を検討すること。 |
| 4  | グラウンド        | 校舎等の配置計画上、不都合な場合は校庭の一部は廃止可能とする。ただし、廃止する面積は、必要最低限とする。                |
| 5  | テニスコート       | 配置計画上、不都合な場合は撤去し、敷地内（適所）にソフトテニス用オムニコート（基本は2面）を整備すること。               |
| 6  | プール・更衣室      | プール・更衣室は廃止とする。  |
| 7  | 屋外トイレ        | 配置計画上、不都合な場合は移設可能とする。   |
| 8  | 屋外体育倉庫       |   |
| 9  | 自転車置き場       | 配置計画上、不都合な場合は移設可能とする。台数は生徒数分確保することとする。                              |
| 10 | 駐車場          | 配置計画上、不都合な場合は移設可能とする。職員・来客用20台、地域利用55台を確保すること。                      |
| 11 | 太陽光発電システム    | 現校舎に設置している太陽光発電システム(約50kwh)一式は、発電効率やメンテナンスを考慮した適切な場所に移設すること。        |
| 12 | 記念庭園、記念樹、彫刻等 | その意義を踏まえ、移設を検討すること。なお、移設場所並びに集約等については景観や管理面に配慮するなど、十分調整を行うこと        |

## 3. 必要諸室

「奈義町立中学校基本構想」を参照し、基本計画策定業務にて確定していくこと。諸室数に関しては、基本構想に記載している諸室数に限らず、効率的な融合や併用など柔軟な組み立てを検討すること。

## 4. その他

(1) 給食センターは奈義町立奈義小学校内に設置してあるものを利用する。

## 5. 業務の範囲

---

- ア 基本計画の策定
- イ 設計条件等の整理
- ウ 基本設計方針の策定
- エ 基本設計図書の作成
- オ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ
- カ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打ち合わせ
- キ 工事工程表及び概算工事費の作成
- ク 透視図作成
- ケ 模型製作
- コ 生徒・教職員・住民とのワークショップ開催
- サ 地盤調査等の調査補助
- シ 打ち合わせ協議資料・議事録の作成
- ス その他、本業務に必要な事項（協議の上決定）

## 6. 成果物

---

| 区分         | 成果物   |
|------------|---|
| 建築<br>(総合) | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 設計説明書</li><li>・ 基本設計図<ul style="list-style-type: none"><li>仕様概要書</li><li>仕上概要表</li><li>面積表および求積図</li><li>敷地案内図</li><li>配置図</li><li>平面図（各階）</li><li>断面図</li><li>立面図</li><li>造成計画図</li></ul></li><li>・ 工事費概算書</li></ul> |
| 建築<br>(構造) | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 構造計画説明書</li><li>・ 構造設計概要書</li><li>・ 工事費概算書</li></ul>  |
| 電気設備       | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 電気設備計画説明書</li><li>・ 電気設備設計概要書</li><li>・ 工事費概算書</li></ul>  |

|         |   |
|---------|---|
| 給排水衛生設備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・給排水衛生設備計画説明書</li> <li>・給排水衛生設備設計概要書</li> <li>・工事費概算書</li> </ul>   |
| 空調換気設備  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・空調換気設備計画説明書</li> <li>・空調換気設備設計概要書</li> <li>・工事費概算書</li> </ul>   |
| 昇降機等    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・昇降機等計画説明書</li> <li>・昇降機等設計概要書</li> <li>・工事費概算書</li> </ul>   |
| 外構      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外構計画説明書</li> <li>・外構設計概要書</li> <li>・工事費概算書</li> </ul>   |
| その他     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・透視図</li> <li>・模型（敷地周辺を含む）</li> <li>・ワークショップ記録</li> <li>・各種技術資料</li> <li>・概略工事工程表</li> <li>・打ち合わせ協議資料・議事録</li> <li>・その他調査</li> </ul> |

- 建築（構造）、電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、昇降機等、外構の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に含めることができる。
- 設計図は適宜追加することができる。
- 成果物は監督職員の指示により、製本とする。
- 提出する成果物については、監督職員と協議の上、Excel、Word、CAD、PDF による電子データを提出すること。
- 電子データは最新のウイルスチェックを行い提出すること。